

令和6年度国土交通省と（一社）建設産業専門団体連合会との

定例意見交換会

日時：令和6年8月1日（木）10：00～

場所：ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階「瑠璃」

【共通テーマ1】

【議題】

「労務費の基準」の担保等について

【趣旨】

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存です。

【（一社）日本建設躯体工事業団体連合会会長 要望】

『「労務費の基準」の担保等について』、お話をさせていただきます。

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされました。

そこで、以下についてお願いするところでございます。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導していただきたい。

建専連としましても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存でございます。

また、ここ数日は非常な暑さが続いております。気象庁ができるだけエアコンのついた室内で不要不急の外出をしないよう、注意報を発しております。しかしながら、我々建設業は技能労働者がコンクリート、鉄骨・鉄筋等の中で仕事をこの暑さの中で続けております。この職人の給料、休日の確保をぜひ実現していかなければならないと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**【国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業適正取引推進指導室長 回答】**

①、②につきまして御回答させていただきます。

まず①でございます。技能労働者の方の賃金原資となる労務費を確保して、しっかりとそれを行き渡らせていくためには、まずは契約当事者同士で「労務費の基準」を著しく下回る見積りや請負契約をしない、この今回新たに創設されましたルールを共通認識としまして価格交渉を行うことがまずは重要と思っております。そのために、元請・下請のほか発注者に対しましても、この新たに措置されたルールを遵守して適正に価格交渉を行うよ

う強く求めていくこととしております。その上で、建設Gメンが個々の請負契約につきまして広く実地調査を行い、取引の適正化を図ってまいりたいと思っております。

その際、調査をより効率的に行うために、駆け込みホットラインに寄せられました疑義情報、また、書面調査を通じて把握しました違反疑義情報、こうしたものを活用しまして、違反のおそれがあるものを優先的に調査するなど、運用を効率的に図っていきたくと思っております。なお、建設Gメンの体制をおよそ倍増したところですが、今後も運用状況を見つつ必要な体制が確保できるよう、随時検討してまいりたいと思っております。

続きまして、②の御回答でございます。改正建設業法によりまして、受注者である建設業者は労務費の基準を著しく下回る労務費見積りを行うことが禁止されております。また、その見積書を受け取った注文者にも労務費の基準を著しく下回ることとなる額への変更を禁止する規定も設けられることとなり、元請・発注者ともに指導の対象となってまいります。

このように、改正建設業法では技能労働者の労働条件に直結します労務費について、廉売行為や買いたたきを禁止していることや新たなルールを踏まえた適切な対応につきまして、建設Gメンを通じて強く呼びかけてまいります。発注者・元請・下請それぞれの関係者の皆さんの理解を得ながら、労務費を犠牲にした価格競争を排除していくことで生産性や施工品質の高さなど、価格以外の要素で競争する環境の整備につなげていきたいと考えております。

**【国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業政策調整官 回答】**

③自治体や民間発注者の理解促進に向けた国のリーダーシップについて、御回答申し上げます。

今回の新しい制度によりまして、技術者の処遇改善を実現していくためには、御指摘のとおり発注者の理解が本当に不可欠だと考えてございます。本来、公共工事・民間工事を問わず、発注者と受注者は、パートナーシップとよく言われますけれども、互いにパートナーの関係にあって、その取引適正化は工事品質の確保だけではなくて発注者側の安定的な事業の継続、事業環境の確保にとっても極めて重要だと理解しております。

このため、建設技能者の処遇改善が発注者にも有意義であることを深く御理解いただけるように、今回の制度を具体化する議論におきましては、発注者の代表者にも参画いただくこととしてございます。また、今回の法改正の内容につきまして、先ほども御説明申し

上げましたとおり、全国で説明会を行ってまいりますけれども、その際は受注者向け説明会、発注者向け説明会、別建てで行っていく予定でございます。

こうした取組で今回の業法改正の内容を広く周知するとともに、先ほど御説明もございました建設Gメンによる契約の実地調査も併せまして、技能者の処遇改善を妨げる取引があった場合には、発注者にも改善を求めパートナーシップを意識していただけるように努めていきたいと考えてございます。

### 【司会】

ありがとうございました。それでは、今の御回答につきまして、皆様のほうから何か御意見はございますでしょうか。——ないようですので、私のほうから、すみません。

まず1点目が、法改正されて、このロードマップで示されているように1年半後の施行になっている。恐らく1年半後施行ということであれば、3～5年ぐらいかかると。まずその御理解を1点していただきたいというのと、こういう法律がありますよと言っても5年後ですよと業者が言うてくるのですよ。

ですので、それに対して地方でどう説明してきたか。これは独禁法です。今ものすごいものを出していただいたなと思っているのですけれども、「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」ということで、独禁法の優越的地位の濫用に当たる例としてQ&Aが出ています。これは建専連サイドの団体の方への周知という意味でお聞きしたいのですが、ホームページで「適正な労務費等価格転嫁の実現に向けた取組」というのが出ていて、その一番最後に、労務費、原材料、エネルギーコストなどの上昇分があるのにもかかわらず、テーブルに着かないこと、協議しないことと、それがしっかりと説明されているにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で相手に回答しないで価格を据え置くこと、これは優越的地位の濫用に当たるということがQ&Aで出ていますので、各地でこれを持って行って、現場の所長に説明してくれと。そんなことすら知らない地場ゼネコンの所長もおられるわけですね。

ですので、我々もちゃんと勇気を持って、こういうことで、法律、建設業法は3～5年かかるけれども、それまでに価格転嫁については政府の要請で上げないといけません。これは政府の官製賃上げなのだから、この独禁法のコピーを持って行って現場の所長にしっかりと説明していただければと思います。その上で本省にお願いしたいのは、何かこういう説明は我々も説明責任でしっかりと見積りの内容を説明するのですけれども、パー

トナーとおっしゃいましたけれども、全くパートナーではありませんので、面倒くさいからよそを使うか、こう言われるのです。そうすると声が出せなくなってしまう。

そういうところを、そういう環境に置いていませんよねというような指導、マインドをGメンの方にどんどん植えつけていただく。我々もすぐにはできないと分かっています。でも、そうやってマインドを変えていっていただけるように、Gメンの方に動いていただければなど。これが恐らく皆さんの本音だと思いますので、ぜひともこの点はお願いしたいと思います。

**【国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業適正取引推進指導室長 回答】**

ありがとうございます。建設Gメンは発注者のほうにも実地調査に行くということにしていますので、今、会長から御指摘のありましたことも、しっかり踏まえて対応していきたいと思います。

**【共通テーマ2】**

**【議題】**

市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について

**【趣旨】**

予算決算及び会計令第80条第2項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、

より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものです。

【(一社) 日本塗装工業会会長 要望】

「市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について」。

趣旨でございます。予算決算及び会計令第 80 条第 2 項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算につきましては、物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状であります。労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事におきましても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の御指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかとと思われる部分もございます。より一層、同価格の算定等につきましては厳格に運用していただきたくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業政策調整官 回答】

公共工事はもちろんのこと、民間工事においても適切な積算や対応をお願いしたいというお話をいただきました。資材価格等の高騰につきましては、サプライチェーン全体に適切に価格転嫁することが重要だと我々としても考えてございます。このため、国土交通省におきましては、これまでも最新の実勢価格に基づく契約の締結を受発注者双方に求めるとともに、公共工事につきましてはスライド条項の適切な導入や運用基準の明確化などを求めてきたところでございます。

また、民間工事につきましても、適正な請負代金の設定や契約後の資材高騰に対応した適切な契約変更について要請をこれまでしてきたところでございます。加えて、適切な価格転嫁のためには、契約の当事者間で資材が高騰した場合の対応策をより円滑に協議・調整でき

る仕組みが必要不可欠と考えてございますので、今般成立しました改正建設業法によって請負代金の変更方法を契約書に明記するよう求めるとともに、契約前の段階から資材高騰リスクを契約当事者の双方が共有し、実際に資材高騰が起きた場合には誠実に協議するように求めることで価格転嫁に向けた協議・調整の円滑化を図っていきたいと考えてございます。

**【国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室長 回答】**

調査基準価格、最低制限価格の設定に関する件についてお答えを申し上げたいと思いません。

御案内のとおり、競争入札を行った場合の最低価格落札という原則がございますけれども、これが行き過ぎになるとダンピングの温床になるということで、公共工事品質確保法とか入札契約適正化法にてダンピング受注を防止するために必要な措置を講ずることが発注者の責務として定められているところでございます。国交省におきましては、地方公共団体に対しまして、中央公契連のモデルが見直されるたびに、この基準に合わせて最低入札価格調査基準とか最低制限価格を適切に見直していただくよう、総務省と連名で要請を続けております。また、様々な機会を通じて自治体の発注部局に対してそのような徹底を求めているところでございます。

さらに、都道府県に比べてどうしても規模の小さい市町村におきましては取組が遅れている傾向が見られるところでございますので、市町村に対してのテコ入れを近年強化しているところでございます。具体的には、市町村別に最低入札調査制度の実施とか最低制限価格での排除を行った件数といったものをデータベースから見える化を図っているところでございます。その結果、実施がよろしくないような自治体に対しては個別に働きかけを進めているところでございます。

今後も都道府県公契連等と連携して、市町村に対しての直接の働きかけをさらに強化していきたいと思っております。そして、地方公共団体におけるダンピング対策がさらに徹底されるように努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【(一社) 日本型粋工事業協会会長 質問】**

先ほどのお話の中の、私がお聞きしたいのが幾つかあるのですが、まず1つは、平成16年に、それまでいわゆる設計労務単価と歩掛り、それから単価をつくられていて、見

積り、積算されていたシステムから、いわゆる市場単価方式に変えられた、市場単価方式の基になるものがここに書かれております建設物価あるいは積算資料等のアンケート結果を基にということで、四半期に1冊ですか、出てくる赤本で、各ゼネコンさん含め公共発注体でも使われるということで長くやられてきたかと思うのですけれども、昨今非常に物価が急激な高騰を示した状況がございまして、御承知のとおり急激な円安もございました。円安については物によっては倍になるようなこともあったのですけれども、どうもその辺の調査価格がすっきりと反映されていないという意見を今回全国の方々と意見交換させていただいた折にそのお話がございました。

まず1点お願いしたいのが、この調査方法がちゃんと適正なものというか、専門工事業者サイドからのデータが余り入っていないのではないかと個人的には結構思っていて、ゼネコンサイドさんからのデータで、要は高ければいいという人と安ければいいという人たちがアンケートを取るわけですから、実際のところどうなのだという部分があるけれども、その辺のところは果たしてどのような、特に材料等についての調査、きっちりされているかと思うのですけれども、いま一度この辺のところは調査をしていただいて、適正・適切な調査がされるよう、ぜひ御指導をお願いしたいのが1点でございます。

それともう1点は、これも全国でお話しさせていただいたのですが、先ほど来お話の出ています物価スライドの件でございます。単品スライド、インフレスライド、いろいろあるのですけれども、先ほど来もお話がちょっと出ました、総理大臣から5%上げてよねという会議の後に、実は別途新藤大臣からヒアリングを受けまして、そのときにスライドのお話をさせていただきました。国交省さんが発注される仕事、各地方整備局さんの中で圧倒的に多いのはやはり土木の工事だろうということをお聞きしております。建築もあるのでしょうけれども、割合というのは少ないのかなと。

先ほど冒頭説明があったと思うのですが、我々建専連はどちらかというと建築専門工事業が多い団体でございまして、また、同じように今回全国で幾つか聞いたところ物価スライドがうまく適用されないという御意見、特に公共工事においてもされないというお話をいただきました。そのようなお話を新藤大臣の席でもちょっとお話をしたのですけれども、基本的にはされておるということでもいいのですが、土木と建築では中身が私は違うのではないかなということをお前から考えておまして、土木というのは職種が非常に少ないのですね。建築は1つの工事に30、40という非常に多くの職種の方が関わる。当然物価スライドですから、上がるものがあれば下がるものもある。1%ルールですか、それもあつし、記

載されたものは除外されるどころです。いろいろな条件の中で、それが建築のほうに関して  
はうまく機能していないのではないかなという印象を実は持っております。

お願いしたいのは、ぜひ一度その物価スライドの——去年でしたか、何か検討されるとい  
うことをちょっとお伺いしておいたのですけれども、具体的に全部回ってこないのかと  
いうこと、それにちょっとお話し合いの場をぜひ一度持っていただきたいなど、これは実はお  
願いでございます。これは今回全国でお話しさせていただいた中でも、ぜひ何とかそういう  
話を聞いてもらえないかということもございましたので、本部としてやるにしても、あるい  
は各団体でもいいのですけれども、一度そういう場を持っていただければ大変ありがたい  
と思います。

御承知のように、一部の業種では市場単価方式をやめまして、私は型枠でございますけれ  
ども、昨年鉄筋等、左官さんでしたかね、今までの歩掛り、それから労務費で単価を出  
すという以前の方式に戻るような形を取られるということでアンケート調査等に御協力さ  
せていただきました。恐らく引き続きこの流れは続くであろうと思いますので、併せてその  
辺のところはうまくスライド等にリンクするような形を取りたいと思っております。ぜひ  
一度そういうこととお話をさせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたし  
ます。

#### 【司会】

ありがとうございました。恐らく今のお話は民間の約款からスライド条項を削除する  
という趣旨はそういうことになっていますので。公共も払われていないと、そういうこと  
のようです。民間については削除されているので、今後そこをどうしていかれるかという  
のは、民間発注者の方と協議して、どうなっていくかというのをまた教えていただければ  
と思います。——何か今の点でございますでしょうか。公共でもスライドを削除されて、  
削除というか、してもらっていない案件があるということですか。

#### 【国土交通省 大臣官房参事官（建設人材・資材） 回答】

去年からこの場におりまして、また、資材担当もしておりますので、そういった立場で  
お話をさせていただきます。

まず、話が前半と後半があると思っております、前半のところでは調査はどうなっている  
のだというお話だったかと思っております。基本的には物価調査本、これは調査団体が大きく2つご

ございますけれども、ここが調査をします。それを毎月調査本として公表します。それを公共発注者、都道府県などがそれを使って積算する、予定価格をつくる。そういった流れになっていると思っております。

物価調査本に関しては、我々はかなり物価調査本をやっている団体と話をしまして、とにかく丁寧にちゃんと調査してほしいとお願いしています。先ほどゼネコンに聞いているのではないかという話がありましたけれども、物を供給している側も含めて聞いています。そこは丁寧に調査するようになって、資材を供給しているような団体からはかなり早くこの物価調査本に反映されるようになりましたねと。昔は1年ぐらいかかっていたのが最近では数か月ぐらいで反映されるように、3か月ぐらいになりましたねというお話をいただいて、スピード感はいぶ上がってきたと思っています。ただ、まだまだ不十分なところがあるかもしれない。

また、団体さんのほうでお答えされる際に、どの段階で答えるのか。注文段階あるいは出荷段階なのか、それによって価格が違う場合はどうするか。そこら辺に意識の齟齬があると答える内容が違ってしまふことが多いので、その辺もよく丁寧にやっついていかないといけないと思っています。

その上で、その物価本に載っているものが公共発注者のほうで早く反映する、これが大切だと。特に都道府県がかなり反映が遅かったりする、これを変えるべく我々が都道府県に指導しまして、基本的には物価調査本の内容をしっかりと毎月反映しましょうとお願いし、ましにはなっていると思っておりますけれども、まだまだ不十分なところがありましたら、また御教示いただければと思います。

あと、スライド条項の話は、民間のほうはなかなか契約に書いていないというのは、まさに今回法改正の中で契約条項として資材価格が上がった場合どうするか、その変更方法をちゃんと書きましようとしていますので、それによって民間契約にも書いていただきますし、最後の公共の話は恐らく営繕の話ではないかと思いますが、1%のところはまた具体的な事例を担当部局とよくお話しさせていただければと思います。

以上です。

#### 【司会】

それでは、私のほうからも1点ですが、まず、国土強靱化の御説明が先ほどございましたけれども、これは地区建専連のほうに回ってきて、整備局の方とお話ししてなるほどと思っ

たのですけれども、単価が上がれば量が減ると。財務省のほうですかね、総予算があって、単価が上がってくると量が減るのだと。なので、有事のときの対応を建設業界はしているのに、量を減らされると困るという声が地区でありました。ですので、ぜひとも予算の確保という意味で頑張っていたきたいという声があったのがまず1点と、強靱化の5か年計画、この後どうなるかという方向がまだ私どもは見えておりませんので、そこをこれからぜひとも腰を入れていただいて、量の確保、地域の技能者を守るという意味でもぜひともお願いしたいと思います。

ほか皆さんのほうからございませんでしょうか。——よろしいですか。

それでは、次に移りたいと思います。3点目につきまして、「建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について」ということで、全圧連の佐藤会長、お願いします。

### 【共通テーマ3】

#### 【議題】

建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について

#### 【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まっています。CCUSは業界初の基本的なインフラとなるシステムとのことですが、現在建設業界向けにほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況にあります。

システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっています。CCUSによる各種システムの統一的運用を望むものであります。

また、CCUS自体の運用に関しても、次のような課題があり、貴局のご認識をお伺います。

・キャリアアップシステムに登録の時間を費やし行っているが 現状メリットとなる部分が見えづらく分らない。

- ・登録で完結ではなく、登録情報の変更、更新等の管理に時間、人件費がかかる。
- ・初回登録料以外にも、更新料・管理者ID利用料等もあり費用がかかる。
- ・技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備というものが見えてこない。
- ・設計労務単価に反映されていない（金・銀・青・白）。
- ・CCUSカードを所持していたら、資格証の携帯が不要にならないか（法改正が必要？）  
（例）カードリーダーにかざせば登録内容・資格等が表示されるなど。
- ・マニュアルが膨大過ぎて簡単に理解し切れない。

### 【(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会会長 要望】

現在、技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まり、約5年と認識しております。先ほど説明をいただいておりますので、その中で既に146万人を超えたという御発言がございまして、大変短期間のうちに大きく普及しているシステムという認識をしております。まさにCCUSは建設業界におきまして職人のデータベース、インフラ、基幹システムという実績になっていると思います。

また、先ほどの説明の中で、これからのCCUSの活用についても詳しく御説明いただいておりますので、大変期待をするところでもありますけれども、現状としまして、各ゼネコンさんが様々な民間の同様なデータベースシステムを活用している、それもそれぞれの会社がそれぞれのものを使っているということで、利用する専門工事業界から見れば混乱しているというか同じようなものを幾つも登録しなければいけないという現状がございまして、これらの解決としまして、API連携が行われておりますけれども、なかなかそちらのほうスムーズにいったいではないかという実感がございまして。

次ページに現在API連携が行われている民間のシステムの一覧、大変細かい資料ではありますが、添付させていただいております。先ほど資料の中で一部説明は行われておったとは思いますが、活用する上で非常にスムーズにこういったものを進める中で、CCUSが統一的に、それがほかの民間システムを統一するような立場で活用されることを強く望んでおります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【国土交通省 大臣官房参事官（建設人材・資材）付 建設キャリアアップシステム推進官  
回答】

ありがとうございます。今まさに御指摘いただきましたとおり、元請会社で導入されているシステムは会社ごとにばらばらで、これは下請会社の皆さんにとっては同じ情報をシステムごとに一々繰り返し入力していかなければいけないなど、やはりその作業負担は決して小さくないものと我々も捉えております。このため、今御発言の中で触れていただきました、そして、私が先ほど3か年の計画の中で少し御紹介しましたけれども、CCUSとほかのシステムとの連携、これは資料につけていただいたとおり、数はこれだけはあるのですけれども、ある意味その連携の質をこれから一層高めてまいりたいと考えております。

具体的には、CCUSに既に登録されている技能者の方々のお名前であったり資格、そういった情報を元請で使っていただいているシステム側で取得・利用可能とする、こういったことを進めていくことで1つ1つの作業を省力化できるよう検討を進めているところでございます。様々なシステムと連携しているこのCCUSがまさに共通データ基盤としてのポテンシャルをしっかりと発揮できるように、ひいては建設業者の皆様の事務の効率化に貢献できるように、建設業振興基金をはじめとする関係者の皆様の御協力をいただきながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【司会】

全国を回った結果として、私のほうから。労務安全システムとの連携と資格携帯義務への対応、ここについてはぜひともお願いしたいと。何かやるやる詐欺みたいなのでいつまで待っているのですかという、職人にCCUSを持ったらタッチすれば資格証は要らなくなるのではないかと。これは厚労省の問題もあって対応があるかも分からないのですけれども、ぜひともこのところをお願いしたいということでした。

それと、建退共の点について、元請・下請の事務の簡素化、これは一概に言えないという部分を一例として、建退共がタッチをして加算されていくというのも、これ手続上我々が結局やらないといけないということになりますよね。元請さんがかけてくれる、払ってくれるけれども、お金を払ってくれるのは我々のほうが、それは例えば大手のゼネコンさんなんかは、民間工事においても我々が払いますよということで囲い込みという一環で民間も払ってくれる。しかしながら、民間工事についてはやらない元請さんもいるわけです。

ね。そうすると、各社が就業規則の中で退職金規程を持っていて、建退共を使っているところなんかは、払ってくれない民間工事の現場に行ったら自分で払わないといけないのですね。

これは自社の制度だからいいと思うのですよ。でも、建退共を使っていないところからすると、別の制度として退職金規程を持っている場合、スーパーさんの仕事、土木も建築も払ってくれている現場に行く職人と払ってくれない職員で不公平感が生まれるわけですね。こちらはオンで、プラスアルファでもらえるわけですよ。そうすると、払ってくれないところの職人から不平不満が出るわけです。何でこっちの現場に行ったら払ってくれるのに、こっちはもらえないと。それは不公平ではないですかと。そうすると、会社としたらプラスアルファ手出しでまた建退共に掛金を掛けないといけないわけです。そうすると事務の簡素化どころか費用としてもプラスアルファ出ていくと。

これについては建退共さんのほうにもお願いしていますし、元請団体さんにもそういうことをお願いしていったら、何かの共通ルールみたいなものがないと我々が右往左往するという、費用的にもプラスアルファ出ていってしまうことになってしまいますので、そここのところはぜひとも御理解いただいた上で、今後この方向性をどうしていくかを御検討いただければと思いますので、お願いいたします。——回答よろしいですか。

**【国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課長 回答】**

ご指摘の直接的なお答えではないかもしれませんが、事務負担の問題もさりながら、そもそも建退共の掛金については、必要な経費として適正に確保されることが基本で、これまで我々もそのようなお願いをしているところです。そこがなかなか浸透していないというご指摘でもあると思うのですが、掛金の経費が見られる・見られないケースがあることに問題があると思いますので、ご指摘を改めて頭に入れて、例えば、建退共の電子申請方式を推進して確実な掛金納付につなげるなど、頑張っていきたいと思います。

**【独自テーマ1】**

**【議題】**

登録基幹技能者の活用評価について

### 【趣旨】

経営事項審査における基幹技能者、技能士の評価として、技術職員と同等レベルの評価をしていただきますよう要望いたします。技能者への待遇改善、賃金、休日などにおいて、法整備等大変なご支援をいただいておりますこと、心より感謝申し上げます。技能者への給与・休日等の待遇改善とともに、今必要なのは技能者に対する適切な評価制度の確立、社会的地位の向上を図ることです。

現在、経営事項審査項目では技術職員区分の中で基幹技能者も評価されており、評点は1級技術者が5点、基幹技能者が3点となっております。現実に見た技能者は自分たちの評価がこの程度のものなのかと感じる者も少なくありません。基幹技能者はCCUSの中でもレベル4の最高に位置づけられる熟練職人の資格であります。建設現場においては技術者、技能者の両方がいなければ成立しません。余りにも技能者の評価が低過ぎるのではないのでしょうか。

技術者と同レベルでの評価、評点アップすることができれば、技能者の育成に真摯に取り組む、雇用している会社が適切に評価され、技能者への待遇改善にもつながります。また、技能者の評価向上は技能者自身の仕事が認められることであり、成果品への品質向上、さらには社会的地位が担保され、技能者としての誇りが持てるようになり、今後の励みが精進の糧となるほか、若い人にとっても技能職に夢と魅力を持てるようになり、登録基幹技能者取得に向け意欲的になってまいります。

ドイツのマイスター制度では職人の地位は大学の学士号取得と同等とみなされ、安定した収入と社会的地位が保証されるため、現在でも根強い人気があります。東日本大震災以降、度重なる自然災害が多く発生しております。復旧復興に向け、実際に過酷な状況下で作業を行う技能者がいなければ復旧復興はあり得ません。今後も大規模な災害が予想されており、緊急事態に迅速な現場対応を可能とするためにも技能者の育成・確保は喫緊の課題であります。そのためにも技能者の待遇改善とともに社会的地位の向上が図れますよう、適切な評価をいただきますようお願いいたします。

### 【(一社) 日本造園組合連合会理事長 要望】

日頃より技能者への処遇改善、賃金、休日などにおいて、法整備等大変な御支援をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

今回私どもが要望いたしますことは、技能者への給料、休日などの処遇改善とともに、

必要な技能者に対する適切な評価制度の確立、社会的地位の向上を図ることであると考えております。具体的には、経営事項審査における基幹技能者の評価として技術職員と同等レベルの評価をしていただきたいというところでございます。

現在、経営事項審査項目では、技術職員区分の中で評点が一級技術者が5点、基幹技能者が3点となっております。基幹技能者は建設キャリアアップシステムの中でもレベル4の最高に位置づけられる熟練職人の資格であり、建設現場においては技術者・技能者の両方がいなければ成立いたしません。こうした観点からも、技術者と技能者の評点における格差是正については、これからの若い技能者の確保・育成において必要不可欠であると考えております。

技術者と同レベルでの評価・評点アップができれば、まず技能者の育成に真摯に取り組み雇用している企業が適切に評価され、そして、その会社の技能者への処遇改善にもつながってまいります。技能者の評価向上は技能者自身の仕事が認められることであり、成果品への品質向上も図られます。社会的地位が向上すれば若い人が技能職に夢と魅力と誇りを持てるようになります。それが今後の励みとなり、登録基幹技能者を初めとする資格取得へも意欲的になるなど、自分への投資、精進の糧となってまいります。

このことはドイツのマイスター制度を見れば一目瞭然であり、職人の地位が大学の学士号取得と同等とみなされ、安定した収入と社会的地位が保証されるマイスター制度によって職人は大変人気のある職種となっております。日本も安定した収入と社会的地位が保証される技能職となれば、親から反対されることなく胸を張って入職してくる新卒者も増えてくるのではないのでしょうか。

東日本大震災以降、度重なる自然災害が多く発生しております。復旧復興に向け実際に過酷な状況下で作業を行う技能者がいなければ復旧復興はあり得ません。今後も大規模な災害が予想されており、緊急事態に迅速な現場対応を可能とするためにも技能者の育成・確保は喫緊の課題であります。そのためにも技能者の待遇改善とともに社会的地位の向上が図れますよう、適切な評価をいただきますようお願いいたします。

**【国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業政策調整官 回答】**

ありがとうございます。御案内のとおり、経営事項審査は公共工事を直接請け負おうとする建設業者の経営に関する指標について客観的に審査するという立てつけになってございます。そのため、技術力（Z点）に関しましては、その建設現場で必要な現場管理能力に

ついて同一の水準となるように技術職員を評価させていただいているところでございます。お話のございました基幹技能者におきましては、専門工事業の施工の現場で中核的な役割を果たしていらっしゃる、主任技術者の要件を満たしていることに鑑みまして、現在主任技術者の最高点である3点としているところでございます。

一方で、技能者の育成に取り組んでいる建設業者さんが適切に評価され、かつその技能者の社会的地位向上を図ることは我々も重要だと考えておりまして、先ほど来CCUSのお話が出ておりますけれども、CCUSで技能レベルが向上した技能者の数に応じて加点される項目を令和3年から社会性（W点）にW1-⑧として設けているところでございます。いずれにいたしましても、技能者の社会的地位向上は非常に重要だと考えておりますので、引き続き、経営事項審査は経営状況を確認するという制度趣旨であることを踏まえつつ、技能者の社会的地位向上のための取組について検討を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

**【(一社) 日本造園組合連合会理事長 要望】**

ありがとうございました。ただいまのお話の中で、技術者の中での評価を設けているということでございますので、1つの提案といたしましては、技術者の評価項目というふうには、技能者の評価項目を別に設けていただいて評価する欄もあつたらよいかという思いもございますので、ぜひその辺も検討していただければと思います。

**【国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業政策調整官 回答】**

ありがとうございます。またいろいろ御議論させていただいて、お話を伺えればと思います。

**【司会】**

これまでも一貫して元請評価ではなくて下請評価に切り替えてほしいということはずっと申し上げてきまして、関東地方整備局が一度設計図書に指定するという取組をしていただきました。それはなぜかという、関東地方で鉄筋工の数がある程度思っている以上にあつたので、不公平感がないと。

例えばエリアによって数が少ないと受注機会を失わせることになるという議論がずっと

あったのです。設計図書に変えてくれと。営繕には一級技能士の常駐制度みたいなものが昔ずっとあったのに、登録基幹技能者は国交省の受け付けている登録するという形で認めていく制度であるにもかかわらず、なぜ設計図書に書かないのですかということもずっと私が副会長の頃から地方をずっと回って申し上げてきたのですが、数がそこまでいかないのと。でも、当初の目標値以上に上回っているのですよ。ですので、これから様々な問題もあろうかと思えますけれども、下請評価という意味で御検討いただきたいということだったと思えますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、皆さんのほうから何かございませんでしょうか。——よろしいですか。

では、再度私のほうからもう1点、全体として全てが何かこれまで調査価格に基づいた歩掛りであったり金額であったりだったと思うのですね。それがやはりこれでは賃金が上がらないということで、自由競争に行き過ぎたものをちょっと戻そうということだと思ふのです。これには、賃上げをしていくには調査をしていくと仕事が忙しいときは当然上がっていつているので、早く反映させてくれというさっきの議論があるのですけれども、仕事量が減ってきたときにはダウンスパイラルに入るので、調査すれば当然下がっていくのですね。下がった価格帯を発表して、それでまた基準にしてという、ずっとダウンスパイラルにしかならない。それが今回の制度は払えば上がるという初めてのアップスパイラルの循環に入っていくと、そういう仕組みをつくっていただいたので、この調査という手法自身を何らかの対応が必要なのではないかと。これまでの調べる、調査をするということに対してですね。

30日に国際会議がありまして、そこで1時間ぐらいしゃべれということでしゃべってきたのですけれども、そこで聞いておられた韓国の学者の方が言ってきて、全く韓国も同じ状況だったと。それを政策的にてこ入れをするやり方をしているのだということ、まだはつきり分らないです。メールが来たところなので、一度行って調べてきたい、勉強してきたいと思うのですが、仕事が減ったときには、先ほど言ったようにダウンスパイラルで下がっていくものを何らか下がるようなセーフティーネットというか労働者にしっかり賃金が行くようなもの、請負と労働者の賃金担保というこの相関性というか、ここに何らかの政策があると思うのですね。

なので、日本もそろそろそこに何かてこ入れをしないと、仕事の量がなくなった、さっきの総量のお話ですけれども、単価が上がれば量が減る、これはもう仕方ない理屈ですよ、台所がありますからと言われてしまうと、量が減ればダンピングは止まらないのです

よ。職人を雇用しようと、今までは外注だったのでリスクが少なく済んだ。でも、雇用していきますよ、雇用して育てていきたいと思いますということになると、仕事の量がないと雇用して育成している会社ほど不利になるのです。倒産の危機に陥っていくことになるので、仕事の量が減ったときの対応を時間軸で本省にずっとお願いしてきたのは、日本の仕事量が減るまでとにかく実効性を持たせるようにしてくださいと、この持続可能な検討会の検討の内容について、標準労務費について。

今仕事がちょっと隙間があったりしますけれども、量的にあるので、この3年の間に何とか実効性を出していただきたいなということと、調査をしてやるというのは、仕事が減ったときには必ず下がった価格の調査になります。幾らで契約していますかということになるとそうなるので、物価調査会の理事長も替わられて、何かコメントでそういうことも加味しながら考えていきたいみたいなことを新聞紙上で出されていたので、非常に期待しているのですけれども、ぜひとも本省の中でもダウンスパイラルに入ったときにセーフティーネットをどうするのだということを念頭に制度設計していただければと思います。

そろそろ時間まで、皆さんのほうからその他ありませんでしょうか。

少し時間もございますので、我々のほうからというよりも逆に本省の方から、やはり人事も刷新されたので、ここはどうなっているのかとか、ここの実態を教えてほしいということがあれば、何か御意見があれば承りたいと思うのですが。

#### 【国土交通省 大臣官房参事官（建設人材・資材） 意見】

刷新されたばかりの人はなかなかしゃべりづらいと思うので、刷新されていない私たちがしゃべらせていただきますけれども、岩田会長から標準労務費に対する期待をおっしゃっていただいたのかなと思っておりまして、これについて我々考えていることと、建設産業団体の皆さんにも御協力いただくことが多々あるので、それも含めちょっとお話をさせていただきます。

今回この制度の目指すところは、いかに賃金を上げていくか、それによって建設技能者の方を確保していくかということだと思います。そして、その賃金を上げようと思うと、先ほどもらわないから払えないというお話がありましたけれども、ちゃんと労務費が発注者、元請から専門工事業者の皆さんのほうへ流れてくる。これがとにかく一番目標だと思っています。

それをやろうとしたときに、今日ちょっと皆さんの話を聞いていて思ったのは、労務費の基準をこれからどうつくっていくのか、幾らにするのか、これはもちろん大切ですし、実際今、各団体の皆様の御協力が大変必要になってくると思いますが、つくったものをどう使っていくか、使って実効性のあるものにしていくか、これがとても大切なことだと今日改めてお話を聞きながら思いました。

当然そういう観点で言うと、やはり官民一体となってやっていかなければいけないということ、官のほうは、先ほど建設業適正取引推進指導室長からGメンの話をいただきましたように、今回制度面でも民間発注者に勧告という新しい武器を我々は持つようになりました。そういうものを使いながら官のほうとしてもやっていく。また、やはり皆さんが元請さんと交渉される際など、そういうときにしっかりと交渉の場面で新しい制度を使っていただく、使いこなしていただく、これがまたもう一個大切になってくると思っています。

官のほうでももちろんやることはやりますけれども、皆さんのほうでも交渉の場で新しい制度を使っていただく。そう考えますと、会員団体の皆様、小さな会社さんがあると思いますが、そういう会社にどうやってこの制度を使いこなせるようにお伝えしていくか、あるいは使いこなしやすいような形にしていくかといったこともまた大切になってくると思っていますので、皆さん業界団体のほうでいろいろ周知していただくとか、そういう御協力も必要になると思っていますので、よろしく願いいたします。

## 【司会】

ありがとうございます。この標準労務費というのは今からだと思うのですが、我々も受注者でもあり発注者でもありますので、そういう御指導だったと思います。それは当然のことで、もらったら払わないと駄目ということですから、ぜひともそこは経営者としても御理解いただきたいというのと、本省にずっとお願いしていたのは、建設業法をコピーして現場の所長と対峙するのだと、そのように分かりやすい文言にしてくれというお願いをしてまいりました。見させていただきましたけれども、そうになっています。

です。建設業法と公取の独禁法の資料を持って現場の所長としっかり話をして、パートナーというか、向こうは親のつもりでいるので親らしいことをしなさいと、そういうことで我々もしっかりと説明をしていかないといけないのではないかと思いますし、請負の中で労働賃金、人件費をどう担保するかという問題は、土木学会さんが「公共工事の価格決定構造の転換に関する研究」ということで発表されましたよね。やはり労務費を競争

の中に組み込んではいけないというような提言だったと思います。

ですので、土木学会だけでなく建築のほうでも調査をしてという形から、労務は競争の原資の中には入れてはいけないということもマインドになるかと思うのですけれども、そういう方向へ業行政として指導していただければなど。キーポイントはそこではないのかなと。決まったお金で総価・一式で決まれば、民民がオーケーであればいいということでこれまでずっと来ましたので、決まったお金ということであれば、そこから利益と経費を差し引いて決まったお金が予算になって出すのだと。

あるエリアに行ったときには、局長が下請さんに聞いたら、何か指し値でやらされている。でも、地場の元請さんに聞いたら、多数の人が同じことを言っていたけれども、もう下請の言いなりですよと。ということで、どちらが本当なのですかと局長に聞かれたのですね。御説明をしたのですけれども、元請さんは総価で決まったお金から経費と利益を引いて予算を組むと。予算どおりやってくれればいいけれども、予算を上回って、いや、もう物価調査だとか何とかかんとか言って、その予算を上回れば、何や、おまえらの言いなりやなど言うのですよと。

やはり仕事を出す側と予算を持っている側と、ちゃんと原価がある側はどうしてもそうなるので、どちらが正しいかというどっちも正しいのですよと。予算があつてなので、そろそろその総価・一式で決めたお金の中から労務費を抜くというのが今回の標準労務費の立てつけだと思いますので、業界全体のマインドもそのように競争の原資に労務費を入れてはいけませんよと、業法でちゃんと縛っていますよということを強固に広報していただければと。3～5年かかりますから時間もかかりますので、それまでの間に、我々も努力していきますので、業法と独禁法とを持って所長と対峙していきたいと思いますので、ぜひともそういうマインドになっていただけるように、発注者の方も含めて御指導いただければと思います。特に地方自治体から進めていただきたいという声が強かったので、よろしくお願ひしたいと思います。